

令和7年8月4日

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る 不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議の開催について

1. 開催趣旨

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。）は、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的として令和5年に施行され、全面施行から2年が経過した。

不当寄附勧誘防止法附則第5条において「政府は、この法律の施行後二年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されているところ、参議院の附帯決議において「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条の検討に当たっては、国会における審議において実効性に課題が示された点について検討し、必要な措置を講ずること。その際、不当な勧誘行為による被害者、被害対策に携わる弁護士等関係者を含む多様な者の意見を聴取しつつ、検討を進めること。」とされていることも踏まえながら、これに適切に対応する必要がある。

今般、寄附の勧誘等に関する優れた知見を有する有識者からなる会議において、不当寄附勧誘防止法の施行状況及び経済社会情勢の変化並びに多様な者の意見聴取の結果を踏まえて助言を受け同法附則第5条に基づく検討を進めるべく、消費者庁において、不当寄附勧誘防止法執行アドバイザーを構成員とする「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. スケジュール

令和7年8月5日（火）に第1回を開催。その後も必要に応じて適宜開催予定。

3. 事務局

会議の庶務は、消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室において処理する。

4. 備考

- ・会議の構成は、別紙のとおりとする。
- ・個人や法人等に関する機微な情報等が取り扱われることから、会議は非公開とする（傍聴不可）。
- ・議事要旨及び会議における配布資料は、追って消費者庁ウェブサイトに掲載する。

<問合せ先>

消費者庁 消費者政策課 寄附勧誘対策室
電話：03-3507-8800（代表）

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に
係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議
委員名簿

貝阿彌 誠 弁護士（大手町法律事務所）

中川 丈久 神戸大学大学院法学研究科教授

中島 宏 山形大学人文社会科学部教授

萩原なつ子 認定特定非営利活動法人日本NPOセンター理事

藤本 頼生 國學院大學神道文化学部教授

（五十音順、敬称略）